

指針該当条文	評価項目 ☆は、現認、ヒアリング等を主体として確認すべき事項を示す。	判定	判断材料となった書類 の名称、ヒアリング者等	書類等の記載事項、 ヒアリング日時等	判断理由
	【建設現場における評価項目】 3. 1 の手順に基づき、建設現場において実施すべき事項が決定されているか。	☆			
○安全衛生目標の設定(第11条関係)	1. 安全衛生目標が文書により設定されているか。				
	【建設現場における評価項目】 2. 建設現場に係る安全衛生目標が文書により設定されているか。				
	3. 安全衛生目標の設定に当たって、次の事項を検討しているか。	☆			
	(1) 危険性又は有害性等の調査結果				
	(2) 過去の安全衛生目標の達成状況、労働災害の発生状況				
	【建設現場における評価項目】 4. 建設現場に係る安全衛生目標の設定に当たって、次の事項を検討しているか。	☆			
	(1) 危険性又は有害性等の調査結果				
	(2) 過去の安全衛生目標の達成状況、労働災害の発生状況				
	5. 安全衛生目標において、一定期間に達成すべき到達点が明らかにされているか。				
	【建設現場における評価項目】 6. 建設現場に係る安全衛生目標において、一定期間に達成すべき到達点が明らかにされているか。				
	7. 安全衛生目標を労働者及び関係請負人その他の関係者に周知しているか。	☆			
	【建設現場における評価項目】 8. 建設現場に係る安全衛生目標を労働者及び関係請負人その他関係者に周知しているか。	☆			
○安全衛生計画の作成(第12条関係)	1. 安全衛生計画が文書により作成されているか。				
	【建設現場における評価項目】 2. 建設現場に係る安全衛生計画が文書により作成されているか。				
(第2項関係)	1. 安全衛生計画に、次の事項についての具体的な実施事項、日程等が含まれているか。	-	-	-	-
	(1) 労働安全衛生関係法令等及び危険性又は有害性等の調査の結果に基づき決定された措置の内容及び実施時期に関する事項				
	(2) 日常的な安全衛生活動				
	(3) 安全衛生教育の内容及び実施時期				